

■ 「浅口の幸」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浅口市及び里庄町内（以下、浅口地域という）のすぐれた商品等を「浅口の幸」として認定し、情報発信を行うことにより、地域ブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

(あさくちブランド認定委員会)

第2条 「浅口の幸」の評価に関する事項を審議するため、各団体等からなる「あさくちブランド認定委員会」（以下、「認定委員会」という）を設置する。

(認定基準)

第3条 認定委員会委員長（以下、「委員長」という）は認定委員会による審議を経て、「浅口の幸」認定基準を別紙1に定める。

(申請商品の条件)

第4条 「浅口の幸」の認定を申請する商品等は以下のとおりとする。

- (1) 浅口地域に住所を有する商工会会員である企業、団体、及び個人が、浅口地域内で製造した商品等
- (2) その他認定委員会が認める団体等が製造した商品等

(募集期間)

第5条 「浅口の幸」の認定申請は年1回以上、期間を定めて募集する。

(申請)

第6条 申請者は申請書（様式第1号）に必要書類を添付して認定委員会に申請するものとする。

(認定の決定)

第7条 認定委員会の選考結果に基づき、商工会が申請商品について、「浅口の幸」認定品としての適否を決定し、適当と認定された申請者に対し認定書を交付するものとする。

(認定書の再交付)

第8条 認定を受けた者は、認定書の紛失又は破損したときには、認定書再交付申請書（様式第2号）を速やかに認定委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定に係る経費)

第9条 認定事業を運営する経費として、必要に応じて申請者から費用を徴収する。
ただし、認定初年度は、無料とする。

(認定マークの表示等)

第10条 認定を受けた商品等は「浅口の幸」認定マークを使用しなければならない。「浅口の幸」認定マークは認定を受けた商品以外表示してはならない。

- 2 前項の「浅口の幸」認定マークの印刷表示に要する費用は、商品製造者の負担とする。
- 3 前項の「浅口の幸」認定マークの印刷表示を行わない場合には、認定委員会が発行する「浅口の幸」認定マークのシールを購入し、当該商品に使用することができる。ただし、認定初年度は無料とする。

(認定を受けた商品等製造者の責務)

第11条 認定を受けた者は、評価基準に適合するよう誠実に努めるものとする。

2 認定を受けた商品の品質、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定を受けた者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、事故等発生通知書(様式第3号)により、速やかに認定委員会に報告しなければならない。

(認定の有効期間及び認定更新)

第12条 認定の有効期間は、認定日から2年間とし、形状及び内容に変更が生じた場合、認定委員会に再申請しなければならない。変更が生じない場合は自動更新とする。

(認定の取り下げ)

第13条 有効期間途中で、認定の取り下げを希望する者は、速やかに認定委員会に認定取り下げ届(様式第1号)により申請しなければならない。

(認定の取り消し)

第14条 前条にかかわらず、認定委員会は認定を受けた商品が次の各号のいずれかに該当する時は、これを取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件を欠くに至った時
- (2) 虚偽の申請により認定を受けた時
- (3) 評価基準に適合しないと認められた時
- (4) 公序良俗に反する又はその恐れがある時

(認定基準の変更等)

第15条 委員長が必要と認めた場合は、「浅口の幸」認定基準の変更、廃止、新設等を行うことができる。

2 「浅口の幸」認定基準の変更を行う場合は認定委員会に付議する。

3 「浅口の幸」認定基準の変更を行う場合はこれを公表する。

(損害に対する責任)

第16条 商工会及び認定委員会は「浅口の幸」認定品に関するいかなる損害に対してもその責任を負わない。

(認定要綱の改廃等)

第17条 商工会が必要と認めた場合は、「浅口の幸」認定要綱の変更、廃止、新設等を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

No.	内 容
	【審査要件】
①	浅口市・里庄町に活動拠点をもち、自社製造している事業所
②	関係法令や業界基準、表示義務を遵守している事業所
③	積極的に宣伝・販売促進活動に取り組むことができる事業所
④	特許権、意匠権、工業所有権等、他の権利を侵害していない商品
⑤	既存商品の模倣品でない商品
⑥	創意、工夫をもとに製造加工された商品。
⑦	内容量、販売価格が妥当な消費者ニーズに沿った商品
⑧	単なる流通上の代理店・取扱店の申請物ではない商品
⑨	浅口市・里庄町に因む名称、意匠については、素材、手法、アイディア等で独自性がある商品
⑩	素材本来の特性が十分に活かされている商品
⑪	環境面、健康面で安心・安全をうたえる商品
⑫	商品のセールスポイントが明確で、今までにない提案性がある商品
⑬	デザイン・パッケージが商品特性を表現している商品
⑭	食品については、食べて美味しく後味も良い商品
⑮	工業品については常識的な強度と耐久性がある商品
⑯	他に以下3つの要件のいずれかに該当する商品
	・浅口市・里庄町の自然や文化、伝統技術を受け継いでいる商品
	・独創性や挑戦性、地域活性化に繋がる物語が感じられる商品
	・浅口市・里庄町で生産されている材料を取り入れている商品

「浅口の幸」認定までの流れ

